

# インボイス発行事業者となる小規模事業者の経過措置(2割特例)の見直し

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)について、インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる。

### 2.内容

#### (1)経過措置の見直し(3割特例)

個人事業者であるインボイス発行事業者については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることとする。

#### (2)確定申告書への付記

インボイス発行事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。

#### (3)簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

### 3.適用時期

2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間について適用できる。

## <改正のポイント>

### 4. 影響

- ・3割特例は一定の「個人事業者」に対する制度となるため、「法人」には適用されない。
- ・基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、3割特例の適用はできない。
- ・2割特例の適用を受けた小規模事業者のうち、3割特例を適用しない個人事業者や法人は、2026(令和8)年10月1日以後に終了する課税期間で、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用が認められる。

### 1. 改正の趣旨・背景

インボイス制度の導入時に小規模事業者に関する経過措置として設けられた2割特例について、経過措置終了後は簡易課税制度への移行が予定されているところ、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる一定の個人事業者については、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。

## 2. 内容

### (1) 経過措置の見直し(3割特例)

個人事業者であるインボイス発行事業者の2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間(※1)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。

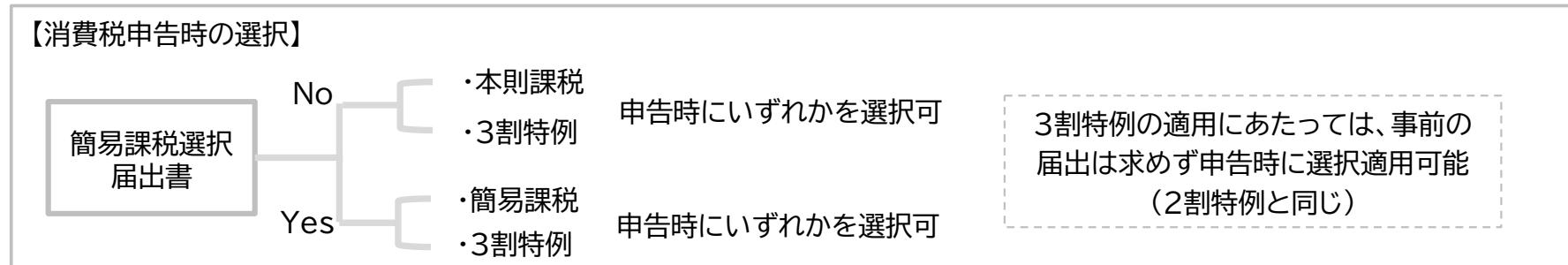
(※1) 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限る。

#### 【個人事業者(インボイス発行事業者)の申告方法】



### (2) 確定申告書への付記

インボイス発行事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。



## 2. 内容

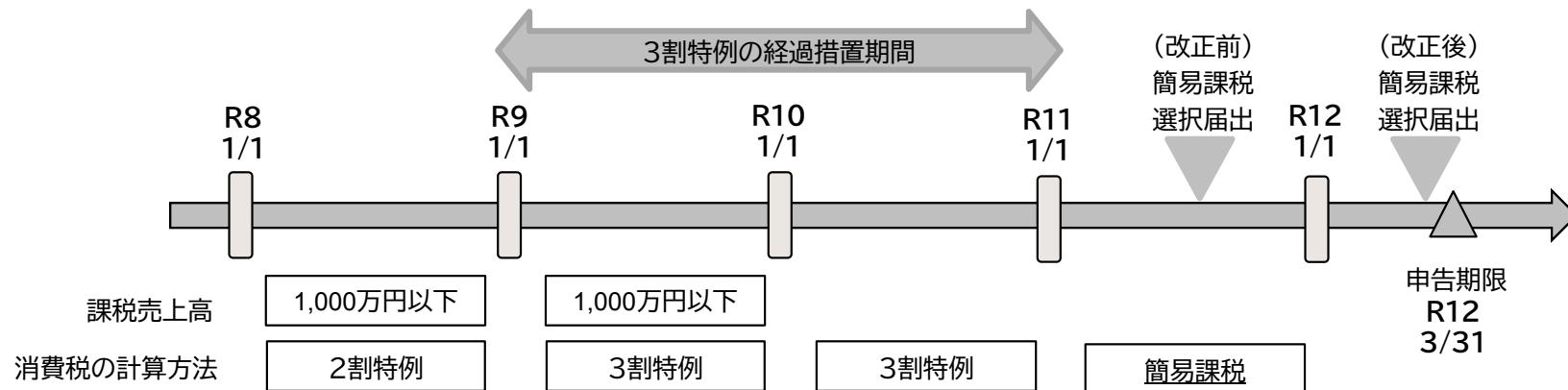
### (3) 簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める(※2)。

(※2)2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者についても同様に、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限( 改正前:2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間末 )までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度の適用が認められる。

#### 【3割特例の経過措置期間が終了する課税期間の翌課税期間において簡易課税制度を適用する場合】

個人事業者(インボイス発行事業者)を前提



- ・ R11年は経過措置期間の終了後の課税期間であるため、3割特例は適用できない。  
⇒R11年に係る確定申告書の提出期限(R12/3/31)までに簡易課税選択届出書を提出する場合、R11年の課税期間から簡易課税制度により計算可(改正前はR11/12/31に簡易課税選択届出書の提出が必要)

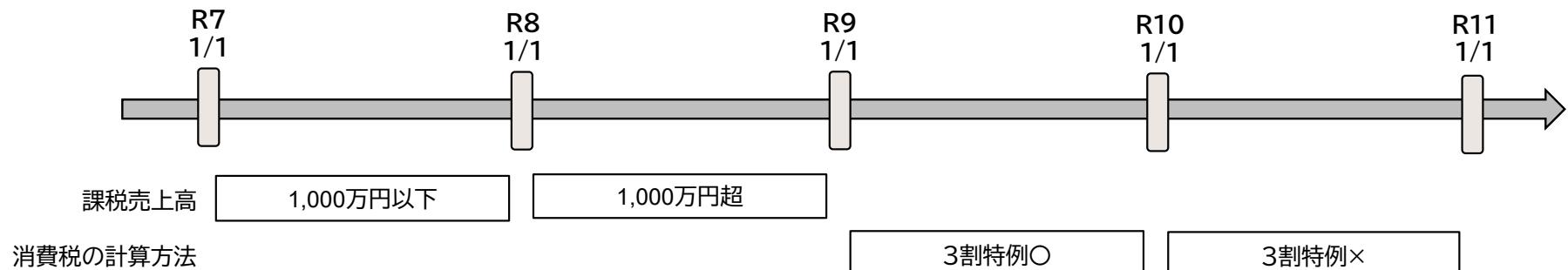
### 3. 適用時期

上記(1)及び(2)は2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間について適用できる。なお、上記(3)は3割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けようとする場合について適用される。

### 4. 影響

- ・3割特例はインボイス発行事業者としての登録を受けたことにより課税事業者となる「個人事業者」に対する制度となるため、「法人」には適用されない。
- ・基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、3割特例の適用はできない。

#### 個人事業者(インボイス発行事業者)の3割特例の適用の判定



## 4. 影響

- ・2割特例の適用を受けた小規模事業者の中、3割特例を適用しない個人事業者や法人は、2026(令和8年)10月1日以後に終了する課税期間で、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用が認められる。

### 9月決算法人(2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者)の簡易課税選択届出書の提出期限

